

元会計担当者「原資は6月10日に入金された4500万円」

2021年2月9日 東京地裁・河井克行元法相・公職選挙法違反事件第38回公判より

河井案里事務所・会計担当職員の供述調書

【甲298号証】

平成元年31年4月18日から令和元年10月末に河井克行事務所および河井案里事務所の会計を担当していました。会計担当者として、野々部さん、男性運動員、元石川県議の各人の選挙運動報酬を支払いました。6月24日に克行代議士から野々部さんと男性運動員に40万円を払うように指示されました。6月28日に所得税の源泉徴収を引いて支払いました。

6月28日に広島銀行八丁堀支店で、自民党参議院広島県第7選挙区支部、代表河井案里の名義の口座から、野々部さんの口座に38万3890円、男性運動員の口座に38万3890円を支払いました。

令和元年6月分の職員の給料がまとめて引き落とされました。332万1829円が支払われ、この中から野々部さんと男性運動員の報酬も支払われました。332万1829円は令和元年6月28日、人件費、10人分と記載されています。

原資は、「別口座」と呼ばれる口座から自民党参議院広島県第7選挙区支部に入った552万6240円の一部を第7支部に移した540万円です。この552万円の原資は、以前、6月10日に自民党本部から第7支部に入金された3000万円と話しました。

別口座に、政党助成金として自民党広島県第3選挙区支部の口座から4500万円が入金され、そのお金は党本部から支払われました。6月10日の党本部からの入金、第3支部の4500万円が先で、3千万円が後でした。原資は、自民党本部から第3支部に支払われた4500万円になるのではないかと検察官から説明されました。口座は先に入ったお金から使うことになるので、原資は第3支部に入金された4500万円で間違いありません。6月分の原資は、6月10日に入金された4500万円と訂正してください。

6月10日以前に、克行代議士から「6月10日に第3支部、第7支部に大口の入金があるから、報告するように。別口座に移動して管理するように」と指示されました。別口座は、広島銀行大手町支店で開設しました。河井案里飛翔の集いの口座も開設していました。大手町支店は中区中町の事務所から近かったので、大手町支店を利用しました。自民党本部から第3支部への4500万円の入金と、党本部から第7支部への3千万円の入金はLINEで克行代議士に報告しました。資料4に6月10日に克行代議士にLINEで1時40分ごろ、銀行で第3支部に4500万円、第7支部に3千万円が入金されたと確認しましたと送り、「ありがとう」と返信があります。党本部から入金があれば、速やかに報告するよう指示されていました。6月10日に克行代議士に報告しました。そしてその口座を広島銀行の別口座に移動させる手続きをしました。

出典：2021年2月10日中国新聞デジタル「詳報 克行被告第38回公判 会計担当者の供述調書」より転載、下線など井上哲士事務所で作成。

資料①

2022年2月28日 参議院予算委員会 日本共産党 井上 哲士